

教育委員会会議録

令和4年10月17日（月） 午後2時30分 開会

午後4時32分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員
河野明日香委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長
伊藤尚巳教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
細井徹財務施設課長、坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長
上野賢司生涯学習課長、橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
小林紀彦特別支援教育課長、久保田昌俊保健体育課長
水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長、中島幸一高校改革室長
松本明博総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（4）令和4年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項（5）令和4年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について及び報告事項（6）公立学校教職員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 請願の審査について

高橋総務課長が、請願の審査について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 令和4年度教育委員会所管9月補正予算について

高橋総務課長が、令和4年度教育委員会所管9月補正予算について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3） 令和4年9月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和4年9月定例県議会の概要について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（4） 令和4年秋の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- (5) 令和4年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (6) 公立学校教職員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (7) 令和5年度(2023年度)採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について
坂川教職員課長が、令和5年度(2023年度)採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

元教諭・講師経験者特別選考や現職教諭特別選考の2次受験者数が昨年度から大幅に減っているが、考えられる原因は何か。

(坂川教職員課長)

昨年度実施した教員採用試験において、元教諭・講師経験者特別選考では一昨年度合格者数から比べて53名多い329名が合格している。そのため、特別選考の受験資格を有する者が減少したことが考えられる。現職教諭特別選考においても、同様の理由が考えられる。

- (8) 海翔高校を存続させるための意見書(飛島村議会議長提出)について

中島高校改革室長が、海翔高校を存続させるための意見書(飛島村議会議長提出)について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

意見書中「少人数学級の実現をすれば、現在の学校を統廃合する必要はないと考えています。」とあるが、教育委員会としてはどのように考えているか。また、どの県立学校も校舎の老朽化が著しい中で、開校18年の新しい学校が統合することは県の教育行政の失敗ではないかというような言葉もあるが、どう考えているか。

(中島高校改革室長)

少人数学級を実施すると学級数は増え、見た目の学校規模の確保はできるが、生徒数は変わらない。学校が小規模化すると、行事の縮小や部活動の種類や内容の制限など学校の活力が低下すると思っている。また、友人との交流や切磋琢磨する機会も減少し、多様な学習形態の展開も難しくなる。活力ある教育活動を展開し、適切な教育を行うためにはある程度の学校規模が必要であると考えます。

海翔高校については、平成17年に地元の生徒が多く通う、地域に根差した学校として発展することを期待して開校した。生徒の通学区域は設立当初は約7割が海部郡の生徒であったが、近年、人数や割合が低下し、現在は

名古屋市から通う生徒が最も多くなっている。反対に海部南部地域の中学生の主な進学先は、名古屋市となっている。なお、海部南部地域から弥富市内の県立高校や私立高校へ進学する生徒数は、愛西市内や津島市内へ進学する生徒数と比較しても少ない状況となっている。近年、海翔高校に入学を希望する生徒が減少し、更に地元の生徒の割合も減少している。今後更に子供が減っていく地域でもあるため、存続は難しいと判断している。

(岡田委員)

この意見書によって、海翔高校の統合計画に変更はあるか。

(中島高校改革室長)

意見書が提出された飛島村の中学生の約8割は名古屋市に進学しており、飛島中学校から海翔高校への進学者は1名であるという実態がある。また、海翔高校のお膝元となる十四山中学校からの進学者は0名である。以上のことと、先ほどの答弁と合わせて、県立高等学校再編将来構想で決定した統合計画については変更する必要はないと考えている。計画どおり、令和7年度に海翔高校と津島北高校を統合し、新たな学校を津島北高校の校地に開校する。新たな学校については、飛島村を始め地元の海部津島地域の中学生や福祉分野を志望する多くの中学生に選んでもらえるよう、普通科・商業科・福祉科の相乗効果による魅力化・特色化を図っていききたい。

(佐々委員)

この意見書を見て、子供たちの意見というより周りの大人の意見が色濃いつ感を受けた。今回の統合に関して、子供たちの声があれば教えてもらいたい。

(中島高校改革室長)

子供たちの意見は直接聞いてはいないが、意見書の中に「200件を超えるパブリック・コメントが寄せられました。」とあるとおり、134名、延べ227件のパブリック・コメントが寄せられた。津島・弥富地区における統廃合に関する意見は、227件のうち14件であった。その中に子供がいるかは把握できていない。

(佐々委員)

統合する側、統合される側ができてしまい、統合される側の気持ちは十分理解できる。学校には歴史があり、切られることにつらさや悲しさがある。海翔高校の何かを新しい高校に残すような努力をすると地域やOBの方の理解も得やすいのではないか。

(河野委員)

県内には、少子化が進み、かなり小規模になっている中山間地域の高校なども複数ある。海翔高校との違いは何か。

(中島高校改革室長)

県立高等学校再編将来構想の中で、山間部・半島部の高校については、通学できる高校が限られること、高校の存在が持続可能な地域づくりにおいて重要な役割を担っていることから、地域における学校の役割について地元と協議し、魅力ある学校づくりを進めるとしている。海翔高校については、

生徒の進学実績にもあるように名古屋市や津島市、弥富市、愛西市などに通学可能であるため、状況が違うと考える。

6 請願

請願第27号 来校者の個人情報管理の改善を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

小中学校や県立学校での来校者の受付と管理は、実際にはどのように行われているのか。

(久保田保健体育課長)

県立学校は、玄関に事務室があるため、受付窓口で事務職員が用件を尋ね、来校者受付票への記入を求めることが一般的である。小中学校は、玄関に事務室がないことも多く、来校者自身で玄関を上がったところに置いてある受付票などに記入した後、職員室まで行って用件を伝えることになる。昨年6月に個票形式の来校者受付票の様式を示したところであるが、今後、機会をとらえて、変更していない学校については名簿形式から個票形式へ切り替えるような対応をとっていきたいと考えている。

(塩谷委員)

個票で提出するのであれば、見るのは担当者だけだと思うが、名簿を受付に置いておく場合、住所や氏名が次の来校者に分かってしまう。その形だけは避けた方がよいのではないか。

(岡田委員)

来校者の記録について、請願にあるように個人情報の管理の観点から理解できる。ただ、受付票に変えていこうという働きかけも行われている。また、例えばインターホンでの確認など、各学校の実情に応じて判断すべき部分であると思う。

(佐々委員)

個人情報をきちんと保護することが大事であり、方法は学校の状況で考えてもらう形でよいと思う。

請願第28号 公立学校における郵便物の管理方法の改善を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

本県公立学校における郵便物等の受取はどのように行われているか。

(細井財務施設課長)

県立学校180校のうち、159校に郵便受け箱や郵便差し入れ口などが設置されている。

近年では、セキュリティの観点から、郵便物やメール便の受取について、「平日、事務室が開いている時間に窓口手渡しのみで」と郵便局や配達業者

にお願いしている学校が増えている。こうした学校では、元々の郵便受けは新聞受けのみに使用しているのが実態である。

現在、郵便受けを使用しているのは、106校である。このうち、請願にある郵便物の差し込み口の下に箱が置いてある状態となっているのは12校、郵便受けの差し込み口が角2封筒の寸法を満たさないのは8校である。

なお、市町村立小中学校については、郵便受けの設置などの施設整備は市町村教育委員会と学校が協議相談の上、実施するものである。県としては、詳細な実態まで把握していない。

(度會委員)

県立学校のうち、郵便物の差し込み口の下に箱が置いてある学校が12校、差し込み口が角2封筒の寸法を満たさないのが8校ということであったが、県教育委員会として、どのような対応を考えているか。

(細井財務施設課長)

まずは、重要な文書をより安全に受け渡すにはどうすべきかが重要であるとする。県立学校の多くでは、郵便物等の受取を、「平日、事務室が開いている時間に窓口手渡しのみで」と郵便局や配達業者と取決めをしておき、運用されている。この取決めは、地域が限定されているものではなく、県内全域で対応できるのではないかと考えている。

県教育委員会としては、該当の学校について、窓口での手渡しの取決めを郵便局や配達業者等と行うよう促していきたいと考える。

市町村立小中学校については、県の取組を会議の場などで紹介し、注意喚起を図っていきたい。

(度會委員)

先ほど重要な文書という言葉があったが、例えば県立学校ではどのようなものが考えられるか。

(細井財務施設課長)

県立学校において重要な文書と考えられるものは、大学からの合否通知の一覧表や企業からの採用通知、各種証明書等の申請書、教職員に係る社会保険事務所からの通知等が考えられる。

(度會委員)

どれも大切な書類である。郵便局では土曜に普通郵便を配達しなくなり、従前に比べ、配達日数がかかるように見受けられる。生徒の大切な書類について期限が過ぎてしまわないように各学校で配慮をお願いしたい。

請願第30号 積雪時の登校時間を柔軟に設定することを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

昨今は天気予報の情報がすぐに入手できる状況である。例えば数日前から各学校での判断が可能である場合もあると思う。各学校の判断で授業の開始時間を遅らせることができるルールはあるか。

(橋本高等学校教育課長)

積雪時を含め、異常気象時の対応については、県教育委員会から学校に通知しており、各学校の判断で、状況に応じて学校を休みにしたり、一部の授業を取りやめて登校時間を遅らせたりすることができるようになっている。

数日前から予測できることもあるため、各学校においては前もって登校時間を遅らせる決定をしたり、教員の役割を分担したりするような対応を取っている。

請願第31号 学校等において食事中の会話を可能とするように見直しを求める
請願

飯田教育長が各委員に諮り、可否同数であったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき、飯田教育長の決するところにより本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

「教育活動の実施等に関するガイドライン」は、本県独自のものであるか。

(久保田保健体育課長)

国が作成している衛生管理マニュアルに従い、定めているものである。

(塩谷委員)

短い周期でウイルスが変異しているが、ガイドライン自体が追い付いていないように感じる。感染予防も大事であるが、子供たちの心身の成長の妨げになっているものの大きさを情報として出していく必要がある。ある程度のガイドラインを出すことは必要だと思うが、時期に合った対応や学校独自のやり方を認めることは可能なのか。

(久保田保健体育課長)

食事中の会話について、学校給食においては教育活動の一環であり、国の指導に基づき、県のガイドラインを定めている。今後は感染の状況を十分に踏まえながら検討していきたい。

(塩谷委員)

感染者数を抑えることも大事であると思うが、それ以外の弊害とのバランスを考えながら進めてもらいたい。

(岡田委員)

学校給食に関わる仕事に携わっていたが、子供たちが友達と一緒に会話しながら楽しく給食をとりたいと願う気持ちを考えると、黙食の緩和を求める趣旨は理解できる。一方で、小中学校長を務めた経験から、コロナの波が収まってきたとはいえ、万が一クラスターが発生して子供たちの健康に被害をもたらすことがあったらと考えると、リスクを避けたいという気持ちもわかる。個人的な意見であるが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中は別として、今の状況であればある程度緩和の方向へ向かってよいのではないか。ただ、急に解除という訳にはいかないため、例えば、対面で黙食から始める、大声での会話は控える、食後の歓談はマスク着用でというよう

な段階を踏んで少しずつ緩和していく方向があつてよいと思う。子供にとって楽しい給食を奪うようなものは避けた方がよいのではないか。いずれにしても、ルールは一律ではなく、各学校の実情に応じて校長に判断が委ねられる部分でないかと考える。

(度會委員)

低学年の児童であると、保育所・幼稚園から小学校に入る間、マスク着用で黙食と教えられており、急にやらなくてよいとなつても迷つてしまうと思う。少しずつ段階を踏みながら、コロナの状況を踏まえながら、なおかつ国のガイドラインに沿ったやり方で大人も子供も納得できる状況で変えていくのがよいと思う。

(飯田教育長)

委員から意見があつたが、教育委員会としても国のマニュアルに沿った対応はすべきだと考えている。今の状況下においては、「会話禁止」という表現について、直していかなければならない。しかしながら、急激に変更すると混乱を招くため、状況や時期を見ながら見直していくという方向としたい。

請願第32号 学校等における食事時の座席配置について互いの顔が見えるように見直しを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、可否同数であつたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき、飯田教育長の決するところにより本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

まずはお互いの顔を見ながら、食事の様子を見合いながらという状況から始めることも重要であると思う。机を向かい合わせて食事をするにより、リスクも出てくる。学校の状況にもよると思うが、感染リスクを避けながら互いの顔が見られるような机の配置は可能か。

(久保田保健体育課長)

特別支援学校など、教室の広さに対して子供の人数が少ない状況であれば向かい合わせにならないよう机を配置することは可能であるが、40人が教室にいる場合は、難しい。多少余裕がある場合は、2列でハの字型に配置するなど、少しでも隣の席の子の顔を見やすくする工夫は可能であると考え

(河野委員)

一つの教室内に40人程度子供がいる場合はなかなか配置が難しいと思うが、子供たちや教員の意見を聞きながら、大人数でも工夫しながらお互いの顔が見えるような取組を進めていてもらいたい。

(塩谷委員)

アクリル板等の配置によって飛まつ防止ができると当初言われていたものが最近の実験で逆に空気が滞留してしまうという報告も出ている。国のガイドラインも大事であるが、今回の請願の資料について教育委員会でも

確認し、最善の方法をとることが納得いく形となるのではないかと思った。

(度會委員)

学校給食は、明るい社交性と協同の精神を養うことを目標の一つにしている。机の配置もだが、音楽や放送を流すなどの工夫で楽しい時間にできるのであれば、一つの教材として考えていただきたい。

(佐々委員)

例えば人数が少なければ大きい口の字にして全員内側を向くなど、顔が見えるようにするためにいろいろな方法があると思う。愛知県に限らず、事例はあるか。

(久保田保健体育課長)

個別の対応については把握していない。空間をうまく利用し、距離を保つ工夫をすることは可能であると考え。新型コロナウイルス感染については、空気が滞留することを避けなければならないため、教室の換気などと合わせて資料を出しながら考えていきたい。

(佐々委員)

請願第31号の「会話を可能にすること」が請願第32号の対応につながってくると思う。顔を見ることができるよう工夫は行ってもらいたい。教室の広さや児童生徒の人数などの制約もある。会話について緩和されれば、座席の問題はなくなるものだと思う。会話を可能にすることについて、一歩踏み出せるような形で検討してもらいたい。

(岡田委員)

ガイドラインは飽くまで基本である。各学校では実情や教育方針に応じてガイドラインを基準・参考に、柔軟に対応すべき問題であると思う。座席配置はコロナ禍においては、子供の安全・健康を優先するか、食育や事故防止を優先するかということになるが、飽くまで校長判断に委ねられる部分だと考える。

(河野委員)

今後状況が変わっていく中で、今一度子供たち、教員の状況に寄り添うという観点を重視して対策を立てていただきたい。

(飯田教育長)

「全員正面を向かせる」という言葉がガイドラインに記載されていることで、学校現場において縛りとなっているとすれば本意ではない。国のマニュアルでは飽くまでも「向かい合わせにしない」ということであるため、見直すべきところは見直し、現場において混乱が起らないように、状況に合わせたきめ細かな対応ができるようにしていきたい。

7 議案

第26号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について
坂川教職員課長が、雇用保険法等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第27号議案 令和5年度愛知県立高等学校生徒募集計画について

中島高校改革室長が、令和5年度愛知県立高等学校生徒募集計画を策定するため請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第28号議案 令和5年度愛知県立高等学校入学者募集について

橋本高等学校教育課長が、令和5年度愛知県立高等学校入学者選抜を実施するに当たって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第29号議案 令和5年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について

小林特別支援教育課長が、令和5年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考を実施するに当たって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

千種聾学校ひがしうら校舎について、以前豊橋特別支援学校分教室との違いは規模の違いであると聞いたため、定員が定められるとは思っていなかった。4学級増えるということであるが、定員を超えた場合、通えない幼児が出てくるということか。東浦高校に空き教室があるのであれば、全員入れてあげたいという思いがある。

(小林特別支援教育課長)

高等特別支援学校と校舎以外は「約」をつけて募集人員を定めている。募集計画を出す段階で人数が想定されるが、その人数を超えても受け入れることを考えている。

8 協議題

なし

9 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、飯田教育長が塩谷委員を教育長職務代理者に指名した。

10 その他

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

インターネットを見ていたら、ある学習塾で来年2月から公立中高一貫校対策講座を開講するという情報があった。中高一貫教育導入の課題の一つとして、中学校受験の過熱化を危惧する声が上がっていたように思う。既に現在の小学4年生を対象にした講座が開かれ、この学習塾だけでなく、他の学習塾でも同様の動きが考えられる。今までも私立中学校受験はあったが、ごくわず

かであった。今後、中学校受験の過熱化が広がってくると思うが、教育委員会ではどのように考えているのか。小学校に与える影響は大きいと思う。

(中島高校改革室長)

第一次導入校4校を7月26日に公表した。従来型の詰め込み式の受験校にはしないことや探究学習を重視した学校であるということ、適性検査は小学校学習指導要領の範囲内であることを、できる限り早い段階で県民や保護者に伝えることで不安からくる過熱化を防ぎたいと考えている。

(岡田委員)

ある程度予想されたことではあるが、小学校の中で「ある児童が中高一貫校を受験する。」などという話題が出てしまうことを心配している。慎重な対応をお願いしたい。

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として塩谷委員を指名した。
- (2) 加藤豊裕氏から、来校者の個人情報管理の改善を求める請願、公立学校における郵便物の管理方法の改善を求める請願及び積雪時の登校時間を柔軟に設定することを求める請願について、近藤花菜氏から、学校等において食事の会話を可能とすように見直しを求める請願及び学校等における食事の座席配置について互いの顔が見えるように見直しを求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 10月17日付けで委員を退任する佐々委員から退任の挨拶があった。
- (4) 傍聴人 7名